

ID: 271

担当部署: 教育委員会事務局 学校給食センター

処分の概要	学校給食費の免除		
例規名 根拠条項	村田町学校給食費に関する条例施行規則 第11条		
例規番号	令和4年教育委員会規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (学校給食費の免除)</p> <p>第11条 教育委員会は、大規模災害等その他の理由により学校給食費の納付が困難であると認められた場合は、学校給食費の一部又は全てを免除することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日